

平成 31 年 4 月 4 日

各 位

大阪府行政書士会

会長 高尾明仁

#### 当会会員の起訴に関する会長声明

平成 31 年 4 月 4 日、当会の会員が、成年後見人として管理していた男性の財産から計約 130 万円を着服したとして、業務上横領罪により在宅起訴されていたとの新聞報道がありました。

公判では、当該会員も起訴事実を認めており、かかる行為は行政書士の社会的信用を傷つける行為であり、当該会員の所属する行政書士会として、関係者並びに市民の皆様にご迷惑やご心配をおかけいたしましたことについて、大変申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

行政書士は、市民の皆様のご信頼に応えるべく、誠実に業務を遂行する重責を担っているところですが、当該会員の行為は、その信頼を著しく損ねる行為であり、当会においても重く受け止めています。

行政書士には高度な職業倫理に基づき、公正かつ誠実な職務遂行が求められています。

このため、当会においては倫理研修を義務化し、会員の高度な職業倫理の確立のための努力をしているところです。また、成年後見業務を行う会員に対しては、日本行政書士会連合会が母体となって平成 22 年 8 月に設立した一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの加入を奨励し、3 ヶ月毎の業務報告書提出を義務付け、本部において業務管理を行うことで会員への指導を徹底しているところですが、当該会員は、同センターには加入せず独自で業務を行っており、監督下になかったことが悔やまれます。

当会としては、本件につき事実関係を調査し、本件の全容解明に努めるとともに、会員の起訴という事実を重く受け止め、ここに至った経緯を深く反省し、今後は再発防止のため会員の倫理指導のあり方を見直し、改善の努力を重ねることで、会としての社会的責任を果たしてまいりたいと考えています。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。